

平成 20 年度 MFA フットサルリーグ運営要項

Lega calcetto Muroran 2008

1. 主 催： 室蘭地区サッカー協会

2. 主 管： 室蘭地区サッカー協会フットサル委員会・フットサル運営委員会

3. 開催期間： 当該年度 5 月 ~ 2 月中旬

4. 登録料・リーグ参加料

- 1) (財) 日本サッカー協会フットサル個人登録料 ¥1,000
- 2) 室蘭地区サッカー協会 (チーム登録料 ¥5,000・個人登録料 ¥800)
- 3) フットサルリーグ参加料 ¥15,000
- 4) その他リーグ運営に必要な経費については、都度協議する。

5. 参加資格

- 1) (財) 日本サッカー協会フットサル個人登録及び室蘭地区サッカー協会に登録完了したチームである事。
- 2) 参加選手は他フットサルチームに二重登録されていない事。
- 3) チームはフットサル審判員が 2 名以上いる事。
- 4) チームは運営委員 1 名を選出し、代表者会議等に参加してリーグ運営を円滑に進める事。

6. 選手エントリー・ユニホーム

- 1) 前項の参加資格を有し選手のエントリー人数は 8 名以上がのぞましい。
- 2) 選手エントリーは年度初め(後日決定)をもって行いリーグ戦終了迄有効とする。
- 3) 選手の追加登録、削除は室蘭地区サッカー協会及びフットサル委員会に所定の事項を記入のうえ提出のこと。
- 4) ユニホームは色の違うものを 2 着用意するのが望ましく、その内 1 着を登録し、常備すること。又、背番号は選手固有の番号とし、1 番から通し番号を原則とする。シーズン中の背番号の変更は認めない。

7. 競技規則

- 1) (財) 日本サッカー協会フットサル競技規則に則る。

8. 組み合わせ及び日程 (詳細は別紙)

- 1) 組み合わせは前年度優勝チームを中心に上位グループと下位グループとに分け、原則として第一節から順に対戦するようにする。
- 2) 日程は主催協会と協議のうえ開幕 2 週間前までにチームへ連絡する。

9. 競技方法・リーグ運営

- 1) 自主運営を前提とし、会場準備・後方付けは、当番チーム運営委員の下に責任をもって行う事。
- 2) 会場準備・後方付け及び試合運営に必要な業務は次のとおりとする。
ゴール設置・窓ガラス保護対策・チーム用ベンチの配置・その他運営に必要なもの。
- 3) 試合進行は、主審 1 名・副審 1 名・オフィシャル 1 名 (得点記録) の 3 名で行う事。
- 4) 一節あたりの試合時間は、10 分ハーフのランニングタイムとし、ハーフタイムは 2 分とする。
- 5) 警告が通算 2 度に達した選手は次の試合に出れない。又、退場を命じられた選手は次の試合に出場が出来ない。

6) リーグ戦は前期・後期の2部制とし、勝ち点方式(勝=3 分=1 負=0)で順位を決定する。
勝ち点が同率な場合は、得失点差 総得点 対戦成績 失点差 更に同率の場合決定戦

7) 棄権チームの処置

無届け棄権した場合、そのチームを1試合出場停止とし、制裁金30,000円を支払う。

特別な理由により棄権した場合フットサル委員会が調査し、不可抗力であると認めた場合は再試合を行う。この場合、これに供う試合会場の確保・審判員の手配経費については、当該チームが負担するものとする。

棄権試合の場合の成績は、対戦相手チームに得点3・勝ち点3を与える。

試合成立の必要人数は、GKを含む1チーム4名以上とする。

8) 本要項に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は没収試合とする。この場合、当該チームは制裁金30,000円を運営委員会に支払う。その後の処置については、室蘭地区フットサルリーグ運営委員会及び室蘭地区サッカー協会にて裁定する。

9) 試合の前後における悪質な言動や行動があった場合、その後の処置は、室蘭地区フットサルリーグ運営委員会及び室蘭地区サッカー協会にて裁定する。

10) シーズンを通して、本リーグの秩序を乱すような悪質な言動・行動があった場合、その後の処置は、室蘭地区フットサルリーグ運営委員会及び室蘭地区サッカー協会にて裁定する。

11) チームの監督は、各試合とも必ずベンチに入ることを義務付ける。ただし、やむを得ずベンチ入りすることができない場合、助監督が監督代理を行うことができる。この場合、事前に室蘭フットサル運営委員会に届け出て許可を受けなければならない。

12) 試合出場する選手は、選手エントリー用紙を本部へ提出すること。未登録の選手は、その試合に出することはできない。

13) 運営に際し、協力し得なかったチームに対しては、シーズン途中であっても協議の上、リーグから脱退してもらう事もあり得る。

14) 選手の移籍は、両チーム代表者が承諾し、リーグ運営責任者へ移籍書類を提出する事。但し、書類提出後、2試合は出場出来ない事とする。(移籍手続き料として800円を支払う。)

10.その他

1) 駐車は所定の駐車場に入れる事。又、運営委員会にて指定したところに必ず駐車すること。

2) ユニホームへの広告掲載については、事前に室蘭地区サッカー協会の承認を得なければならない。

3) 競技中におけるケガに関しては、チーム・個人が責任を持つ事。

4) 会場内の備品・器物を破損した場合は、当該チームが負うものとする。

5) その他

(要項に関する問い合わせ先)

〒051-0021 室蘭市海岸町 3-10-404

室蘭地区サッカー協会 普及事業委員 永澤義一 気付け

・ fax 0143-24-6655 携帯 090-9089-7082

詳細につきましては、下記 ホームページ参照

室蘭地区サッカー協会ホームページ <http://mfa.main.jp>